

特集

宮本憲一先生出版記念講演録

「植田和弘教授 報告」¹⁾

植田 和 弘(京都大学大学院経済学研究科教授)

ご紹介いただきました、植田と申します。

すみません。ちょっと私はパワーポイントが使えると思っていたので、申し訳ありません、ちょっと準備が私は悪くて、主催者であるところが、大変恐縮です。

もう3人の先生がとても的確、かつ、それぞれの領域からのあれをおっしゃいましたので、ちょっと感想みたいなことを言わせていただきたいと思います。受けた印象といいますか、そういうことであります。大変感心し、興味を覚えたことがいくつかございました。

1ページ目の最初は、こういうふうに書かれております。「公害被害者を救済し、公害を克服するために、日本人は独創的な方法を必死な努力を重ねた」。こういうふうに書かれております。

3人の先生もおっしゃったように、日本の公害という現場に立ち会ったわけです。先生がいろいろな運動の指針や、政策提言の貢献は言うまでもありませんけれども、独自の議論の必要性を痛感されたと、こういうことだったと思います。

これは日本の政府や学際への批判もちゃんと書いてありまして、日本の政府や学会は、欧米の先進例を参考にして、それを日本の現実に適用しようとする。でも、日本の公害はそんなものじゃなかったということであり、教科書が通じない現実の厳しさみたい

なものがあったということが書かれていたように思いました。ですから、足元でその事件が起こっているのですけれど、ミクロ経済学を読んでも、なかなか適用しても難しいということでもあります。

その突き付けた理論、政策課題に立ち向かうということでありまして、これを私は大学の使命とっております。ご存じのとおりでありまして、今日しゃべった3人、私も入れて4人は大学の教員をしておりますが、何の免許も持っておりません。小学校・中学校・高校の方は全部先生の免許を持っておられますが、われわれは何の免許もない。学生時代に勉強しなくても、大学の教員になれるというふうになっております。

なぜなっているかというところも、とても大事な問題でありまして、いまは多少そんなことを大学で議論しておりますが、要するに未知の課題に取り組む力を持った学生を育てるには、そういうことをやってきた人がやらないといけないと、こういう趣旨であります。

ですから、免許を持っていればできることではないのです。これは知識の伝達としては、ある程度の意味がありますけれども、それを超えたものが大学には求められていると、こういうことかというふうに思います。

それで実質的には質問も兼ねているようなところがございしますが、戦前の公害、宮本先

生はずいぶん用意周到ですので、かなり資料もお集めだと思えますけれども、戦前の公害の本質は産業間の対立とお書きになっておまして、戦後の公害の主たる特徴は住民の健康被害だと、こういうことであります。

だから産業間対立で物的な損害であれば、経済学が適用可能であります。物でありますから、それを超えているところがあるということなので、いろいろとオリジナルが必要だと、こういうことでもあるのです。

それで私が読んだ印象は、とにかく公害が発生する、拡大する。あるいはそれに対する運動とか政策とか対策とかいうのが始まる。これは成果もありますが限界もあります。そこでは必ず論争が起こり、一種の攻防があったのですね。

面白いなと思ったのは、例えば加藤一郎先生の証言というものが書かれておられまして、この証言というものは、なぜ政府はもっと取り入れなかったのかとか、そういうとても大事な証言がいろいろ書かれているので、非常に一級の貴重な記録であります。

しかし単なる記録ではありませんで、日本の公害の持っている国際的、歴史的な特徴をつかまえるということをやっているわけがあります。これは簡単ではなくて、これが問題を極めて網羅的に扱っておられまして、描写が的確ですね。私は読んでいって、どんどのめり込むような読み物みたいになっているのですね。大変感心致しました。同時に、単に描写しているだけじゃなくて、本質を解明するという問題が一緒に入っているということになると思います。

そのことと非常に関わっておりますけれども、何人かの方がおっしゃったように、単な

る公害史ではなくて、論でありますし、同時に政治・経済の発達史と関連付けた公害史となっているところが、もちろん非常に大きな特徴です。

本書を貫く一つの軸と私が理解しましたのは、戦後「憲法」であります。戦後「憲法」体制というものと、その権利を駆使するという、その立場との関連というのを議論されていると思いました。

何人かの方がおっしゃった、「しのびよる公害」という先生の著作がありますけれども、これは1962年に出たのですが、最初は田中正造から書いたのですね。ですけれども、田中正造も大事ですが、この公害は、要するに人権侵害の王様であると書かれております。

その次はこういうふうに書かれているのですが、「これを解決しなくては、憲法の落後というものである」と、こういうふうに書かれているのですね。ですので、それが一つの軸になっていると私は理解しました。

その中で、実は全部が活用できるわけではなくて、地方自治の権利と司法の独立と、この二つが活用できたと、こういうことだったということだと思います。

ちょっと戦前が、これからまたやっていただけのものと思いますが、それとの関連で一種の連続性といいますか、そういう問題をできたら少し教えていただきたいと思います。

19ページですね。こんなふうに戦前の公害対策の評価をされておられまして、これは非常にすごい水準の対策があると、こういうことですが、戦争と敗戦によって、この対策の思想や技術が継承されなかったことが戦後の公害の原因の一つであると、こういうふうに書かれております。

ですので、戦前の到達点というのは、ちょっとすごいものが一方ではあると、こういうことになろうかと思います。ですから、過去の成果を継承し発展させるという観点でいくと、戦前とつながって考えないといけないのです。

ただ、戦前は先生が書いているのでは産業間対立なので、必ずしも健康被害というわけではなかったかもしれません。ですので、これはまた戦前もやっていただいて、合わせていただくとありがたいと思います。

これは実は自治体の問題も関係している話で、こんなふうにお書きになっているのですが、「公害対策を最初に始めたのは、戦前の対策の経験のある次の自治体だった」となっています。1949年に東京都、神奈川県が1961年、大阪市が1954年、福岡県が1955年ということで、一種の条例をつくるわけですね。

ただ、その評価はあまりポジティブではありませんで、その時点の自治体ですね、国の言うことしかやらないような自治体なので、結局国が熱心ではない下で、でも、条例をつくったことはつくったみたいですが、残念ながらあまり効果を発揮しなかったということになって。

だからこの本は、国と自治体の関係の話も非常に重要な話として入っていると思いました。これは話が、後で革新自治体の話とかと結び付いていく話でございます。こういう自治体の活動の成果と限界みたいな話は、よく議論しないといけないテーマだというふうにも思いました。

もう1点、私が大変関心を持って、これは前にも先生から直接お話を聞いていたので、

あらためての確認ということでもあります。1967年、「公害対策基本法」。これは192ページから出てきますけれども、そこで放射性物質をめぐる攻防があります。

この「公害対策基本法」の放射能の政府見解、坊秀男さんという厚生大臣が、8条に実際にありますけれども、放射性物質は、要するに生活環境を守るという観点からの行政をしないとイケないみたいなことを言っているのです。

ところが、そこから話が、政府見解が変化致しまして、そのための措置については「原子力基本法」、つまり放射性物質の話は入っていますけれども、そのための措置については「原子力基本法」、その他の法によるというふうになりまして、そっちに話が行ってしまうのです。

私をもっと驚いたのは、1994年、「環境基本法」。これは20年前の「環境基本法」なんですけれども、ここからも結局除外されるわけですね。林環境庁長官の答弁がありまして、これはもっとひどいと思うのですが、「原子力基本法」でちゃんと厳重に規制しているから大丈夫だと、そういう答弁をしております。

この問題に私は大変関心を、もちろんいまま多少エネルギーのことをやっている関係で、大変関心を持ちましたが、もう少し、ある意味では本質的な問題と関わりますけれども、先ほど申し上げたように、地方自治の件でいうと、公害裁判ですね。

これが戦後民主主義の二つの制度を利用して環境政策を前進させたと、こういうふうになっているのですけれども、ここには行政が抜けているのです。行政は前進したのか、しなかったのかという問題が抜けているわけ

です。

これは高度成長のところの分析でお書きになっているように、高度成長の経済システムは環境破壊、公害発生のシステムというだけでなく、このときに先生の見立てでは、国の政治・行政を変え、先ほどから問題になっている政官財、学もちょっと入れられているのでつらいところですが、複合体という国家をつくりだしたということになっているわけです。システム公害も原因がそこで成立したということになっているわけですね。

その成立に私は、よく言われる、そこで書かれていますけれども、とりわけ経済官庁有利の行政危機ということでもあります。つまり最終的なテーマだと私は思いますが、公害はなぜ繰り返されるのか。

公害根絶の政治、経済、社会システムというのはどういうものか。これが最終的な問いそのものだと思いますけれども、これはその問題を扱わないといけないということになると思います。

それで先ほどから3人の先生がおっしゃった、1964年に出た『恐るべき公害』という本があります。これは、私は1973年に、ちょっと不勉強でしたから、購入した、工学部の学生でありました。ここにも来ておられますが、吉田文和先生とか、経済の院生とか、何かそういうのが集まって、技術論とか言いながら勉強しておりました。

そういうことがあって、やっぱり公害を起こす技術はよくないというような問題意識がたぶんあったということで読んだのだと思

いますが、そのころ吉田先生は宮本先生に対して非常に厳しく挑戦を挑んでおられるような感じがしましたけれども、それが大変よかったですね。そういう議論をいろいろやったわけでありまして。

そこに実は端書きにどういうふうに書いてあるかといいますと、私は線を引いているのですけれど、どこに線を引いているかという、「公害は私たちが政治・経済的手段を有効に使えば、絶滅できる災害である」と、もうはっきり書いておられているのですね。絶滅できるんだなと思いました。

でも、簡単ではありませんね。簡単ではありません。なぜ絶滅できないのか。これこそ通らないといけない問題だと思いますが、その後ちょっと答えが書いてありまして、「公害の犯罪者と警察官がこの社会では同一人であったから」と、そういうふうに書かれておられます。「かつ、それに加え、政府や自治体も加害者の一味に加わっている」と大変厳しく言われていますが、それが政官財に学まで入った話だと。

これをもしシステム公害というなら、そのシステム公害はどうやったら根絶へ向けて進むことができるのか。公害史を検討してきた過程で得られた知見から、何がわれわれに求められているのかというようなことを考えないといけないと思った次第です。以上であります。どうもありがとうございました。

(終了)

注

- 1) 本稿は編集委員会が語句修正のみを行った